

令和 7 年度文化芸能推進事業コーディネート業務
概要仕様書

※プロポーザル選定結果に基づき、企画提案内容を反映した
仕様書を調整のうえ、業務委託仕様内容を決定します。

2025 年 2 月

沖縄市

1. 業務名

令和7年度文化芸能推進事業コーディネート業務

2. 趣旨・目的

本市の伝統芸能を中心とした公演を開催し、文化芸能に触れる機会を提供することにより、文化芸能への関心・理解を深め鑑賞者及び後継者の育成へとつなげる。また、県外にて公演を開催することで、本市の文化資源の魅力を効果的に発信し、観光誘客の拡大や文化交流の促進を図る。

3. 開催日時及び会場

(1)期 間：令和7年6月～令和8年1月の間

(2)会 場：コザ・ミュージックタウン音市場、沖縄国際カーニバル内エリア、
沖縄産業まつり内エリア

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」とする）会場
（大阪府大阪市此花区夢洲地区内 EXPO メッセ）

4. 委託期間

着手日から令和8年2月28日（土）まで

5. 業務内容

(1)イベントの企画、制作及び実施

①令和7年度文化芸能推進事業コーディネート業務全体について

- ・沖縄市の文化芸術の魅力を発信できるようなメインテーマを考案すること
- ・全工程において、安全、安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと業務運営を行うこと
- ・舞台監督者を1名配置し、イベント全体の企画、制作、運営をすること
- ・主任担当者1名を配置し、市担当者及び事業関係者と密に連絡調整すること
- ・各イベント実施日の2ヶ月前迄に実施計画書を作成の上、市へ提出すること
- ・イベントの詳細内容や出演者の選出にあたっては、事前に市と調整の上で決定すること
- ・実施マニュアルを作成すること（緊急時対策、コンプライアンス管理等含）
- ・道路使用許可申請など関係機関へ申請が必要な場合は、市と協議し、すみやかに手続きを行うこと
- ・イベント保険へ加入すること
- ・イベント全体の進行・裏方、場内整理、場外整理、案内、看護師、出演者対応、来場者対応（総合案内、迷子、拾得物、救護スペース、クリーンスタッフ、アンケート）等、必要なスタッフを配置し、業務を遂行すること
- ・出演者及びスタッフの手配、各種調整、報酬等の支払いなど、すべての手続

きを行うこと

- ・音楽著作権使用料の申請・支払いを行うこと
- ・感染症対策に必要な措置を講じた上でイベントを企画・制作すること
- ・その他の必要事項は、市と密に連絡調整を行い遂行すること

②文化芸能ステージの開催（3公演）

- ・本市の伝統文化と米国文化が融合する「コザ文化」を継承するため、市内団体で構成する琉球舞踊、三線、音楽等の文化芸能ステージを実施すること
- ・県内で活躍する団体・アーティスト等で構成される、より質の高い文化芸能ステージを実施すること
- ・実施期間：令和7年6月～令和8年1月までに開催すること
- ・開催内容については、市内で活動する文化芸能団体（沖縄市芸能団体協議会及び沖縄市文化協会等）と連携すること

- ・単独公演を開催すること（1公演）

A 会場：コザ・ミュージックタウン音市場

B 開催内容例：a 市内団体による郷土芸能公演

b 市内小中高等学校、一般団体による吹奏楽公演

c 市内団体によるこども向け公演又はワークショップ

- ・市主催事業と同時開催すること（2公演）

A 会場：沖縄国際カーニバル内エリア

（コザ・ミュージックタウン音楽広場）

沖縄市産業まつり内エリア（コザ運動公園）

B 開催内容例：a 市内外の地域芸能公演

b 有名芸能団体やアーティストを起用するなど話題性の高い、誘客が図れるようなプログラム構成

c 沖縄市に愛着が持てるようなテーマの招聘作品

C 連携事業担当者と密な調整を行うこと

D ステージや音響機材等、開催に必要な設営・準備を行うこと

※ステージサイズは **5.4m×9m**以上とする

雨天時はテント設営を行うこと

③県外公演（1公演）

- ・大阪・関西万博で開催される「LOCAL JAPAN 展」へ、エイサー団体、獅子舞演者、民謡歌手を派遣し、万博会場に訪れた方々へ本市における文化芸能の魅力を発信することを目的とする。

- ・開催内容：エイサー、獅子舞、民謡など市内の文化芸能を中心としたステージ
- ・会場：大阪・関西万博会場
(大阪府大阪市此花区夢洲地区内 EXPO メッセ)
- ・派遣日程：令和 7 年 7 月 27 日(日)～令和 7 年 7 月 29 日(火) (予定)
- ・開催日程：令和 7 年 7 月 28 日(月) (予定)
- ・業務内容：以下 A,B 並びに C の業務を行うこと

A 調整業務

以下 a～e の派遣に関する調整を行うこと

a 市内エイサー団体

出演団体は沖縄市内の青年会とし、沖縄市青年団協議会が選定した団体を派遣すること。また、派遣人数については、沖縄市青年団協議会と調整後に、本市の了解を得た上で決定すること。

b 獅子舞演者

獅子及び演者については、沖縄市内の郷友会又は保存会より選出すること。また、本市との調整後に出演依頼を行うこと。

c 民謡歌手

出演者は沖縄市出身者且つ、市内各地で活躍している若手民謡歌手（本ステージにて司会進行も行える者）とする。

また、本市との調整後に出演依頼を行うこと。

d 出演団体等について

※人数については変更の可能性あり

市内エイサー団体：約 25 名（青年団協議会スタッフ 1 名含む）

獅子舞演者：約 10 名

民謡歌手：約 2 名（うち 1 名について、出演者側のスタッフの帯同を可とする）

e 派遣団体等への謝礼金について

市内エイサー団体：1 名分 1 日につき 5,000 円程度

青年団協議会スタッフ：1 名分 1 日につき 5,000 円程度

獅子舞演者：全体で 50,000 円程度

民謡歌手：10 万円程度

B 派遣業務

各出演団体等の派遣に係る旅程（飛行機、鉄道、バス、宿泊等）を計画するとともに、大道具に係る運搬を行うこと

C 管理運営業務

当日及びリハーサルにおいて、市が作成したステージ構成を滞りなく進行す

るための管理運営業務を行うこと

【ステージ構成（案）】

市町村名	時間	内容
沖縄市	約30分	エイサー（20分）→獅子舞（5～7分）
豊中市	約30分	－
那須塩原市	約30分	－
3市合同ステージ	約30分	エイサー・獅子舞・民謡

④その他独自の企画提案

その他、集客につながるような独自の企画提案をすること

(2)広報に関する業務

集客に向けた効果的な広報活動を計画し、実施すること

①広告物の作成配布

- ・ポスターを作成し配布すること 数量：約 800 枚
(デザイン例：B2、片面カラー)
- ・チラシを作成し配布すること（当日配布用含む）数量：約 40,000 枚
(デザイン例：A4、両面印刷、片面カラー)
- ・配布先のリストを作成し、効果的に配布すること
※各公演の2か月前をめどに配布すること
- ・広告物のデザインは市と協議の上決定すること

②SNS 等を活用し、本イベントの PR を効果的に行うこと

- ・各 SNS へ広告を掲載すること
- ・市公式 HP や文化芸能課公式 Instagram と連携し PR を行うこと
(イベントに関する情報や素材の提供など)
- ・沖縄市観光ポータルサイト KOZAWEB と連携した PR を行うこと

③専用ホームページの開設、運営及び管理を行うこと

④TV、ラジオ、新聞記事などの媒体を活用した広告を行うこと

⑤出演者等へ、イベントを積極的に周知するよう依頼すること

⑥その他、より効果的な広報の手法がある場合は、市と協議の上、実施できるものとする

⑦県外公演の広報活動については、上記によらず市と協議の上実施すること

(3)事業の記録、アンケートの実施及び実績報告書、必要書類等の提出

本業務の遂行に当たっては、以下に掲げる書類等を遅延なく提出すること。

※経済産業省の委託事業事務処理マニュアルに沿った経理処理及び必要書類をそろえること。

①業務着手時

- ・着手届（紙媒体）1部
- ・主任担当者等届（紙媒体）1部
- ・その他指示する資料

②業務期間中

- ・その他指示する資料

③業務完了時

- ・完了届（紙媒体）1部
- ・引渡書（紙媒体）1部
- ・事業報告書（紙媒体・電子媒体）各1部
※紙媒体の規格は、原則A4カラーとする。
※電子媒体は、原則DVDで提出すること。
- ・本事業におけるイベント等の写真及び映像の記録データ（電子媒体）1部
- ・その他指示する資料

- ④事業の実施内容を写真や映像等で記録し、報告書とともに市に提出すること。
報告書には、実施内容、実績（集客数等）、評価、課題考察を明確にすること。
また、その他市が本事業における資料等を要求した場合は、それに応じること。

- ⑤アンケート調査の結果を集計し、分析結果をまとめ、市に提出すること。

6. 受託者の責務

- (1)受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期する為、緊急連絡網の作成・配布、避難マニュアルの作成・周知・配布等の事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2)本契約の履行にあたって出演者に不測の事態などが発生した場合、市・受託者協議の上、受託者の責任において代役をたてること。
- (3)万一、事故などが発生した場合は速やかに適切に対応し、市に報告すること。
- (4)関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5)業務上知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6)本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収

書等の証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から 5 年間保管すること。

7. 目標数値

市内公演：入場者数延べ 5,300 人以上、県外公演：客席の 7 割以上

8. 業務成果の帰属等

(1)取得財産について

本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。

(2)著作権の帰属

原則として、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ譲渡するものとする。但し、著作者が沖縄市への譲渡を望まない場合、受託者は沖縄市の下承を得たうえで個別に覚書を交わすこと。また、覚書を交わす際には、一般に著作財産権と解される項目においては、沖縄市が無償でできるようにすること。但し、譲渡することが不可能とされる著作人格権についてはこの限りではない。

契約期間終了時までに覚書を取り交わしていない著作物については、沖縄市に著作権を譲渡したものとする。

(3)著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

9. その他

(1)本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

(2)企画及び会場運営等の実施内容については、本市と協議して確定する。

(3)本仕様書について定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

(4)災害、感染症等の不測の事態により市が事業中止の決定をした場合はその指示に従うこと。その場合、事業中止の決定日までに実施した業務について報告を行い検査を受けること。検査に合格した場合は、事業中止の決定日までに発生した委託費を請求することができる。